

建設業者等の皆様へ

入札・契約制度等の改正の概要について

本市の入札・契約制度について、以下の改正を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 建設工事にかかる低入札対策基準の水準を引き上げます

○ 改正内容

《低入札価格調査制度》

	【現 行】	【改正後】
低入札調査基準価格	市設計における ・直接工事費の95% ・共通仮設費の90% ・現場管理費の80% ・一般管理費の55% を合計した金額 (予定価格(税抜き)の80%~90%の範囲内で定める)	市設計における ・直接工事費の95% ・共通仮設費の90% ・現場管理費の <u>90%</u> ・一般管理費の55% を合計した金額 (予定価格(税抜き)の <u>70%~90%</u> の範囲内で定める)
契約審査における判定基準	低入札調査対象者の積算内訳について、 市設計における ・直接工事費の95%以上であること ・共通仮設費の80%以上であること ・現場管理費の65%以上であること ・一般管理費の50%以上であること ・その他、直接工事費における数量が市設計と同じであること 等	低入札調査対象者の積算内訳について、 市設計における ・直接工事費の95%以上であること ・共通仮設費の80%以上であること ・現場管理費の <u>75%</u> 以上であること ・一般管理費の50%以上であること ・その他、直接工事費における数量が市設計と同じであること 等

《最低制限価格制度》

【現 行】	【改正後】
予定価格(税抜き)の 80% ~ 90% の範囲内で定める	予定価格(税抜き)の <u>83% ~ 92%</u> の範囲内で定める

※算定式については非公表

○ 実施時期

平成29年1月1日以降に公告、指名通知、見積り依頼を行う工事から適用します。

※ このたびの改正は、建設工事にかかる低入札対策基準についてのみであり、建設工事関連業務委託(測量・建設コンサルタント等)にかかる低入札対策基準(最低制限価格制度)に変更はありません。

2 建設工事に係る前払金の用途を拡大する特例措置を実施します

○ 特例措置の概要

本市との間で請負契約を締結する建設工事（契約金額130万円以上のもの）にかかる前払金について、その用途を、現場管理費、一般管理費等を含む、当該工事の施工に要する費用全般に拡大します。

○ 対象となる前払金

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する建設工事にかかる前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるもの。

○ 実施内容

平成29年3月31日までに新たに契約を締結する建設工事について、「建設工事請負契約約款」第38条に、下のただし書きを追加します。

なお、平成28年4月1日以降に契約を締結し施工中の工事（前払金を全て使用した工事を除く。）については、受注者からの申し出により変更契約を締結のうえ特例措置を適用するものとします。

《建設工事請負契約約款 第38条》

（前払金の使用等）

第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、この工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

3 現場代理人が2つの工事を兼務できる要件を改正します

○ 改正内容

「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要綱」に規定する現場代理人が2つの工事を兼務できる要件について、その一部を次のように改正します。

	兼務しようとする2件の工事の 1件ごとの契約金額	条件（下記を全て満たすこと）
【現 行】	いずれも、 2,500万円（建築一式工事に あつては5,000万円）未満	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも本市発注工事であること ・それぞれの工事担当課長から承認されること ・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと
	いずれか1件以上が、 2,500万円（建築一式工事に あつては5,000万円）以上	<ul style="list-style-type: none"> ・2件の工事が一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、現場の間隔が5km程度の近接した場所のため、同一の主任技術者（監理技術者を除く）が管理することができると、それぞれの工事の発注者から承認されること ・上記の主任技術者を兼ねる者であること ・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと
【改 正 後】	いずれも、 3,500万円 （建築一式工事に あつては 7,000万円 ）未満	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれも本市発注工事であること ・それぞれの工事担当課長から承認されること ・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと
	いずれか1件以上が、 3,500万円 （建築一式工事に あつては 7,000万円 ）以上	<ul style="list-style-type: none"> ・2件の工事が一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、現場の間隔が10km程度の近接した場所のため、同一の主任技術者（監理技術者を除く）が管理することができると、それぞれの工事の発注者から承認されること ・上記の主任技術者を兼ねる者であること ・監督職員等から対応を求められた場合は、速やかに現場に向かう等の対応を行うこと

○ 実施時期

平成28年10月1日（施行日）より施行し、施行日において施工中の工事についても適用します。

4 建設工事における社会保険等未加入対策を強化します

○ 実施内容

本市発注工事の「建設工事請負契約約款」に、社会保険等未加入業者を一次下請者とするを原則禁止とする旨の規定を追加します。

社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合（その者と下請契約を締結しなければ施工が困難となる特別の事情がある場合を除く）は、元請負業者は、契約違反により指名停止措置（1か月～8か月）及び工事成績評定の減点の対象となります。

○ 実施時期

平成29年1月1日以降に本市との間で新たに請負契約を締結する工事から適用します。

5 建設工事にかかる配置技術者及び現場代理人の雇用関係について

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法では、現場に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」と表記。）は、建設会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならないとされています。

さらに、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」では、特に公共工事を直接請け負った建設会社の専任の配置技術者については、入札の申込みのあった日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることが必要であるとしています。

これを踏まえ、本市発注工事においては、配置技術者及び現場代理人の建設会社との雇用関係について、以下により取り扱うこととします。（現在施工中の工事から適用します。）

	区 分	必要な雇用関係
配置技術者 及び 現場代理人	契約金額 3,500万円 （建築一式工事にあつては 7,000万円）以上の工事 <small>※建設業法施行令の改正（平成28年6月1日施行） により、配置技術者の専任が必要となる工事の金額要件が引き上げられました。</small>	直接的 かつ 入札の申込みのあった日以前に 3か月以上の恒常的な雇用関係 にあること
	上記以外の工事	直接的 かつ 恒常的な雇用関係 にあること

※「入札の申込みのあった日」について

- ・一般競争入札・・・・・・・・入札参加資格確認申請書類を提出した日
- ・指名競争入札・随意契約・・・入札書又は見積書を提出した日

【問い合わせ先】

山形市まちづくり推進部 管理住宅課 工事契約係
TEL 023-641-1212（内線 462・463）

山形市上下水道部 総務課 契約係
TEL 023-645-1177（内線 224・225）